

第三者意見募集制度に関する対応について

1. 背景

AI・IoT技術の進展に伴い、特許権に関する訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化することが想定される。裁判官が必要に応じて幅広い意見を参考にして判断できるようにするための環境の整備が益々重要となっている。このような状況を踏まえ、第44回特許制度小委員会（令和2年12月8日開催）において、裁判所が必要と認めるときに第三者からの意見を求めることができるとする第三者意見募集制度を導入することが検討された。

上記第三者意見募集制度の対象となる事件は、アップル対サムスン訴訟（知財高判平成26年5月16日（平成25年（ネ）第10043号））のように、特許に関する民間の取決め・商慣行等に関する特許権侵害事案であって、その判決が多くの業界に大きく影響を及ぼしうる事案等が想定されている。このような事案において意見募集がなされた際、企業等の第三者は、特許法等の規定と自身の事業活動や商慣行を踏まえて、意見を提出することになる。

2. 対応案

知的財産に関する専門家として弁理士は特許法等の専門的知識を有しており、特許等に関する出願代理業務や契約関係の業務を通じて、企業などの特許等に関する事業活動や商慣行についての知見も有している。

したがって、上記意見を提出しようとする企業等の第三者が意見の内容について検討を行う際に、弁理士への相談を通じて、弁理士の知識や知見を活用できるようにすることは、当該第三者の意見を正確に裁判所に伝える上で有益であると考えられる。

よって、弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、弁護士等の業務範囲に留意しつつ、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当であると考えられる。

(以上)